

# 確定申告が始まります

2月16日(木)～3月15日(木)〈土・日は除く〉

【受付会場】市民会館第1会議室(2階)  
【受付時間】午前9時～11時 午後1時～4時

確定申告は、昨年(1月から12月)の所得とその税額を申告するものです。申告の必要な人は、関係書類を早めに準備して、正しい申告と納税をしましょう。申告の際は、医療費の明細や収支内訳書などをできるだけ自分で記入・集計の上、お越しください。

## 必 確 定 申 告 が 人 が

### 【サラリーマン】

大部分のサラリーマン(給与所得者)の所得税は、年末調整で精算されていますので、確定申告の必要はありませんが、次の人には、申告が必要です。

◆給与の年収が2千万円を超える人

◆2カ所以上から給与をもらっている人

◆給与以外の所得が20万円以上の人

◆土地や建物を売った時の譲渡所得に関する税金は、分離課税といって給与所得などの所得と区別して計算されます。

◆【そのほかの人】

◆商業、工業、農業、漁業などの自営業の人や医師、弁護士などの自由業の人

◆厚生年金・国民年金などの公的年金や生命保険契約に基づく年金などを受け取った人がある人

◆地代、家賃、配当などの所得がある人

◆満期の生命保険金など一時所得がある人

## 確 定 申 告 に 必 要 な も の

- 申告書(税務署から申告書が届いている人のみ)
- 印章
- 源泉徴収票(給与、公的年金などの収入がある人)
- 支払調書などの支払いの明細が分かるもの(個人年金や講演料などの雑所得、保険の満期返戻金や一時金などの一時所得がある人)
- 収支内訳書(事業所得などがある人)
- 帳簿書類(収支のわかるもの)
- 各種控除を受けるために必要な証明書などの添付書類(生命保険・地震保険に関する支払保険料等の証明書、国民年金保険料の控除証明書など)

\*所得税が還付になる場合は、申告者本人の口座番号がわかるもの(通帳など)が必要です。

**市・県民税の申告**

年末調整や所得税の確定申告をしていない人は、収入の多少にかわらず市・県民税の申告が必要です。申告をしないと、証明書などを発行できない場合や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの適正な算定ができない場合があります。



く年金などを受け取った人がある人

◆地代、家賃、配当などの所得がある人

◆満期の生命保険金など一時所得がある人

◆青色申告の人  
◆例年税務署で申告している人  
◆土地、建物、株式等を売った人など分離課税の対象者  
◆災害などで被害を受け、難損控除を受ける人

◆認定長期優良住宅の新築等に係る借入金等特別控除  
◆住宅耐震改修特別控除  
◆住宅特定改修特別税額控除  
◆認定長期優良住宅新築等特別税額控除

**市・県民税の申告書(封筒)の様式は問いません。**

※明細書(封筒)の様式は問いません。

◆工事証明書  
◆その他他の住宅についての特別控除もあります。要件が異なる場合がありますので、事前に米子税務署でご確認ください。

◆土地、建物、株式等を売った人など分離課税の対象者  
◆災害などで被害を受け、難損控除を受ける人

**市・県民税の住宅借入金等特別税額控除**

年末調整や購入または増改築などを新築や購入または増改築などをした場合、次の要件をすべて満たすと、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

◆認定長期優良住宅の新築等に係る借入金等特別控除  
◆住宅耐震改修特別控除  
◆住宅特定改修特別税額控除  
◆認定長期優良住宅新築等特別税額控除

◆住宅ローン等を利用して住宅を新築や購入または増改築などをした場合、次の要件をすべて満たすと、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

◆平成11年～18年または平成21年～25年までに入居した人は、市への申告書の提出は原則不要です。

◆子税務署でご確認ください。

◆平成11年～18年または平成21年～25年までに入居した人は、市への申告書の提出は原則不要です。

◆認定長期優良住宅の新築等に係る借入金等特別控除  
◆住宅耐震改修特別控除  
◆住宅特定改修特別税額控除  
◆認定長期優良住宅新築等特別税額控除

◆合計所得金額が3千万円以下等するため取得した住宅敷地用土地の借入金も含む)の返済期間が10年以上

◆新築等の借入金(家屋とともに土地を取得した場合)の登記簿

◆平成11年～18年または平成21年～25年までに入居した人は、市への申告書の提出は原則不要です。

◆子税務署でご確認ください。

◆平成11年～18年または平成21年～25年までに入居した人は、市への申告書の提出は原則不要です。

◆認定長期優良住宅の新築等に係る借入金等特別控除  
◆住宅耐震改修特別控除  
◆住宅特定改修特別税額控除  
◆認定長期優良住宅新築等特別税額控除

◆合計所得金額が3千万円以下等するため取得した住宅敷地用土地の借入金も含む)の返済期間が10年以上

◆新築等の借入金(家屋とともに土地を取得した場合)の登記簿

◆平成11年～18年または平成21年～25年までに入居した人は、市への申告書の提出は原則不要です。

◆子税務署でご確認ください。

◆平成11年～18年または平成21年～25年までに入居した人は、市への申告書の提出は原則不要です。

◆認定長期優良住宅の新築等に係る借入金等特別控除  
◆住宅耐震改修特別控除  
◆住宅特定改修特別税額控除  
◆認定長期優良住宅新築等特別税額控除

◆合計所得金額が3千万円以下等するため取得した住宅敷地用土地の借入金も含む)の返済期間が10年以上

◆新築等の借入金(家屋とともに土地を取得した場合)の登記簿

◆平成11年～18年または平成21年～25年までに入居した人は、市への申告書の提出は原則不要です。

◆子税務署でご確認ください。

◆平成11年～18年または平成21年～25年までに入居した人は、市への申告書の提出は原則不要です。

◆認定長期優良住宅の新築等に係る借入金等特別控除  
◆住宅耐震改修特別控除  
◆住宅特定改修特別税額控除  
◆認定長期優良住宅新築等特別税額控除

◆合計所得金額が3千万円以下等するため取得した住宅敷地用土地の借入金も含む)の返済期間が10年以上

◆新築等の借入金(家屋とともに土地を取得した場合)の登記簿

◆平成11年～18年または平成21年～25年までに入居した人は、市への申告書の提出は原則不要です。

◆子税務署でご確認ください。

◆平成11年～18年または平成21年～25年までに入居した人は、市への申告書の提出は原則不要です。

◆認定長期優良住宅の新築等に係る借入金等特別控除  
◆住宅耐震改修特別控除  
◆住宅特定改修特別税額控除  
◆認定長期優良住宅新築等特別税額控除

◆合計所得金額が3千万円以下等するため取得した住宅敷地用土地の借入金も含む)の返済期間が10年以上

◆新築等の借入金(家屋とともに土地を取得した場合)の登記簿

◆平成11年～18年または平成21年～25年までに入居した人は、市への申告書の提出は原則不要です。

◆子税務署でご確認ください。

◆平成11年～18年または平成21年～25年までに入居した人は、市への申告書の提出は原則不要です。

◆認定長期優良住宅の新築等に係る借入金等特別控除  
◆住宅耐震改修特別控除  
◆住宅特定改修特別税額控除  
◆認定長期優良住宅新築等特別税額控除

## 還付申告は始まっています

http://www.nta.go.jp/

- ◆国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で所得申告書等作成できます。
- ◆税の確定申告書が作成できます。
- ◆作成した申告書は、プリンターで印刷してそのまま提出できます。
- ◆本控除を受けてない人
- ◆添付書類の提出不要
- ◆還付申告がスピーディー
- ◆e-Taxを利用するには、詳しくは国税庁のホームページでご確認ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で所得申告書等作成できます。  
ターや印刷してそのまま提出できます。

ターや印刷してそのまま提出できます